

平成 28 年 9 月 26 日

トプコン健康保険組合

## 短時間労働者への社会保険適用拡大について

平成 28 年 10 月から、社会保険（健康保険・厚生年金）の適用基準が変更され、パート・アルバイトにも社会保険の適用が拡大されます。これにより、現在被扶養者である奥様等が勤め先の健康保険の被保険者となり、当健康保険組合の被扶養者資格を失うことがあります。

健康保険では、健康保険法などに基づき、被扶養者の認定を厳正に行っています。該当された場合は、※『健康保険被扶養者異動届』の提出、及び『保険者証』の返却をお願いいたします。

※『健康保険被扶養者異動届』については、

トプコン健康保険組合ホームページ⇒申請書一覧より印刷をお願いします。

<社会保険の適用基準>

### 改正前

週 30 時間以上

(労働時間・日数が一般社員の 4 分の 3 以上)



### 改正後

平成 28 年 10 月～

以下のすべての基準を満たした場合、適用されます。

①週 20 時間以上

②月額賃金 8.8 万円以上（年収 106 万円以上）

③勤務期間 1 年以上

※ただし、学生は適用除外、従業員 501 人以上の事業者が対象

◆お問合せ先：トプコン健康保険組合 電話 03-3966-1244 内線 3591

以 上